

令和5年度 文部科学省委託
学校安全総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

はじめに

近年の自然災害の状況や交通事故・犯罪等に関する社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されています。このような状況に対応し、「生きる力」を育むことを目指す学校教育の目標を着実に実現していくためには、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設等を整備するとともに、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を一層推進することが必要不可欠となっています。

通学路安全推進事業は、文部科学省委託による「学校安全推進事業」の交通安全領域の事業として、平成25年度に開始され、今年度で11年目となります。これまで、保護者や地域はもとより、警察・道路管理者等との緊密な連携を図り、地域ぐるみで通学路の安全対策を推進するとともに、児童生徒が道路交通の中で自らの安全を確保する能力の習得と学校安全の中核となる教職員の資質向上を目的に事業を推進してまいりました。

今年度は、事業のモデル地域を男鹿市、拠点校を男鹿南中学校・船川第一小学校・北陽小学校として、各学校や関係機関の方々の協力を得ながら、交通安全対策や交通安全教育等に取り組んでいただきました。

事業全体の主な成果としては、次の4点が挙げられます。

- 1 通学路の危険箇所について、学校・教育委員会と通学路安全対策アドバイザーを含めた関係機関等が連携した協議を行い、対応の方針を明確にして、迅速な対応が図られた。
- 2 モデル地域の小学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した体験型の交通安全教室を開催し、「自分の命は自分で守る」ための危険回避能力の向上が図られた。
また、中学校において、自転車の正しい乗車方法等を習得することを目的として、交通事故につながる危険行為や事故状況等をスタントマンが実演するスケアード・ストレート方式による交通安全教室を開催し、生徒の安全意識の向上が図られた。
- 3 通学路安全マップの点検を通じて、通学路の安全に関する情報共有を含め、学校と関係機関の連携強化が図られた。
- 4 拠点校の中核教員は、事業を通じて自校における取組のほか、関係機関と情報を共有することにより、交通安全に対する実践力の向上が図られた。

今後も学校と地域、関係機関等が連携・協働した通学路の安全確保と児童生徒への交通安全教育を推進していきたいと考えております。

最後になりましたが、モデル地域である男鹿市の学校関係者及び関係各位の御尽力のもと、本事業が滞りなく実施できましたことに心から感謝申し上げます。

令和6年2月

秋田県教育庁保健体育課
課長 田口 康

目 次

はじめに

I	通学路安全推進事業の概要図	1
II	通学路安全推進事業の紹介	2
III	第1回推進委員会の開催	4
IV	第1回実践委員会の開催	5
V	合同点検	6
VI	登下校時間帯の点検調査	8
VII-1	「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育	10
VII-2	スケアード・ストレート（スタントマンによる交通事故等の再現）方式 を活用した交通安全教育	15
VIII	通学路安全マップ	18
IX	第2回実践委員会の開催	20
X	第2回推進委員会の開催	21
XI	危険箇所の改善に関する取組	22
XII	その他	24

【資料編】

1	通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付別紙)	25
2	通学路における合同点検の実施について (令和3年7月9日付別紙)	27
3	通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について (令和5年12月15日付別紙)	28

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

大学関係者等の学識経験者、道路管理者及び県警察等により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校等に配布して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

○ 事業方針の策定

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

○ 交通危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童の目線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。
その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所を取りまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要がある危険箇所を抽出する。

○ 合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と日程調整を行い、危険箇所の合同点検を実施する。

○ 登下校時間帯の点検調査

児童の登下校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登下校時間帯の点検調査を実施し、学校に対策等を助言する。

○ 危険箇所対策の協議

学校関係者、関係機関、地域住民により構成される協議会を開催し、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各小学校で歩行環境シミュレータ等を活用した安全教育を実施する。
また、中学校で自転車乗車に関する安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

- (1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が突入し、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生したことを受け、通学路における交通安全の確保のため、緊急合同点検が実施された。
- (2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会が行われ、平成25年12月に引き続き通学路の安全確保に取り組むため、推進体制の構築や基本の方針の策定等が通知された。
- (3) 平成28年10月に神奈川県横浜市、同年11月に千葉県八街市において、登校中の児童の列に車両が突入して多数の児童が死傷するなど、通学路の交通安全の確保に万全を期すため、平成28年11月に緊急合同点検に基づく対策実施後も継続的な取組を更に推進していくことが通知された。
- (4) 令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突入し、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対策案を検討し、「通学路における合同点検等実施要領」が作成され、この実施要領に沿って、通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を推進することが通知された。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、モデル地域に指定した市町村に対して通学路安全対策アドバイザーを派遣し、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による合同点検や、各校における交通安全教育等において、専門的知見に基づく助言を行い、通学路の安全対策の推進と交通安全教育の充実を図るものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、大学関係者等の学識経験者、道路管理者及び県警察本部等により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や交通規制など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、モデル地域に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小・中学校における通学路の安全点検への立会い・助言や協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 危険箇所対策の協議

モデル地域の教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な知見による助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童生徒に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の点検と危険箇所の抽出

各学校において通学路の点検を行い、児童生徒の目線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

モデル地域の教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関との対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、モデル地域の教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察官等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登下校時間帯の点検調査

危険箇所における児童生徒の登下校状況、交通量等を通学路安全対策アドバイザーが点検調査し、学校での対策や関係機関への要望等について学校に助言を行う。

(4) 危険箇所対策の協議

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所に関して協議会を開催する。

協議会では、地域住民との合意を図りながら、関係機関と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童生徒の通学路における安全対策を推進し、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータの活用や自転車乗車に関する安全指導のため、通学路安全対策アドバイザーを派遣して交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業の実施内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校等に配布して普及啓発を図る。

令和5年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授	濱 岡 秀 勝
委 員	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課長	米 塚 善 昭
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	森 川 千 春
委 員	秋田県建設部道路課道路環境・維持チームチームリーダー	齊 藤 一 人
委 員	男鹿市教育委員会学校教育課指導主事	菅 原 瑞 恵
委 員	船川第一小学校PTA会長	夏 井 洋 介
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	佐 藤 央 章
委 員	秋田県教育庁中央教育事務所指導主事	久 米 美 樹
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	田 口 康

Ⅲ 第1回推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、大学関係者、道路管理者、県警察本部及び市町村教育委員会等で構成される推進委員会を開催した。

1 開催日時

令和5年6月6日(火)

午前10時30分から正午まで

2 開催場所

秋田県庁第二庁舎 災害医療対策室

3 開催内容

- (1) 令和5年度通学路安全推進委員会設置要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授濱岡秀勝氏が選任された。

- (2) 通学路安全推進事業内容の説明

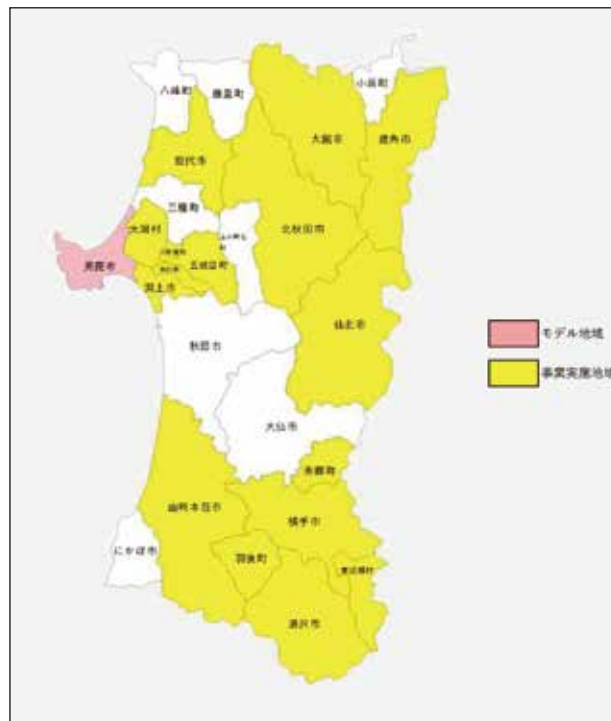
事務局から、本事業において、通学路安全対策アドバイザーを派遣して、危険箇所に対する合同点検、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育、登下校時間帯の点検調査等を実施していくことを説明した。

- (3) モデル地域等の選定と通学路安全対策アドバイザーの委嘱

事務局から、令和5年度のモデル地域を男鹿市、拠点校を男鹿南中学校区の中学校1校、小学校2校に選定し、通学路安全対策アドバイザーについては、元秋田県警察官の山田忠則氏を委嘱することを説明した。

- (4) 事業に関する意見

事業開始から11年目となり、実施地域の一覧を見ると、未実施の市町村も少なくなってきたが、継続して事業を進めていただきたい。また、これまで実施した事業の結果で、「どのような場所で、どのような対策を実施したら、どれくらいよくなった」といった結果の集約も大切であると思うので、検討していただきたい。



【通学路安全推進事業実施地域】

通学路安全対策アドバイザー

山田 忠則 氏

【元秋田県警察官】

角館警察署、大館警察署、秋田中央警察署の交通課長等を歴任



IV 第1回実践委員会の開催

- 1 開催日時 令和5年7月31日(月)
午前10時30分から正午まで
- 2 開催場所 男鹿市役所本庁舎 第1会議室
- 3 参加者 14人
 - 男鹿警察署交通課担当者
 - 男鹿市産業建設部建設課担当者
 - 男鹿南中学校、船川第一小学校、
脇本第一小学校の担当者及びP
T A関係者
 - 男鹿市教育委員会学校教育課の担当者
 - 通学路安全対策アドバイザー
 - 秋田県教育庁保健体育課担当者

【アドバイザーの参加状況】



4 主な協議内容

秋田県教育庁保健体育課担当者から通学路安全推進事業の説明や質疑等を行った。

各小・中学校の参加者から、各校で対策を要望する通学路の危険箇所について説明があり、個々の危険箇所について、対策方針及び対策担当に関する協議が行われた。

危険箇所の中で、現地確認により、対策方針や対策担当を協議する必要があると判断された6か所については、道路管理者、警察等が参加する合同点検により、対策方針等を決定することを確認した。

また、男鹿市教育委員会担当者から、過去に抽出された危険箇所の中で、対策が完了した2か所について、対策結果の報告があった。

【委員会の開催状況】



V 合同点検

各小・中学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察官等と合同で点検を実施した。

1 実施日時

令和5年8月18日(金) 午後2時から

2 実施場所

危険箇所の合同点検実施箇所6か所（国道1か所、県道4か所、市道1か所）

3 参加者・参加機関

9人

- 秋田地域振興局建設部保全・環境課担当者
- 男鹿警察署交通課担当者
- 男鹿市産業建設部建設課担当者
- 関係校担当者
- 男鹿市教育委員会担当者
- 通学路安全対策アドバイザー、秋田県教育庁保健体育課担当者

4 男鹿市の各学校区における主な合同点検実施箇所

◇男鹿南中学校区（道路舗装の修繕）



◇男鹿南中学校区（道路の管理）



◇男鹿南中学校区（路上駐車対策のパトロール等）



◇船川第一小学校区（信号待ち時の安全対策）



◇脇本第一小学校区（注意喚起看板の設置等）



◇脇本第一小学校区（道路管理の継続）



VI 登下校時間帯の点検調査

1 拠点校について

(1) 男鹿南中学校

船川中学校と椿中学校が統合し、平成4年開校、平成13年に男鹿中中学校、令和4年に男鹿北中学校が統合し、現在に至っている。

同校は、男鹿市役所、男鹿駅等が所在する男鹿市船川地区郊外の高台に位置することから、生徒は、交通量の多い市街地を抜け、勾配が急で幅員の狭い坂道を通して登下校している。

(2) 船川第一小学校

明治8年開校、男鹿南中学校と同様に男鹿市船川地区に位置し、これまでに船川第二小学校、男鹿中小学校、船川南小学校が統合して現在に至っている。

同校は、市街地に所在し、登下校時間帯には学校周辺の道路の交通量が増加するが、幅員の狭い道路も多いため、児童の安全確保に配慮が必要である。

(3) 北陽小学校

加茂青砂小学校、戸賀小学校、北磯小学校、鹿山小学校の4校が統合して平成13年に開校し、現在に至っている。

同校は、男鹿市北浦地区に位置し、周辺には温泉街などの観光地が点在することから、特に観光シーズンには、交通量が増加するが、集落内の道路は幅員が狭いため、児童の安全確保に配慮が必要である。

2 登下校時間帯の点検調査

通学路安全対策アドバイザーが、登下校時間帯における交通の実態と児童生徒の登下校状況を関係者ととともに点検し、学校でとるべき対策などについて助言した。

3 拠点校における登下校時間帯の点検調査状況

実施学校	実施日	実施時間帯	実施場所
男鹿東中学校	11月13日(月)	午前7時20分から8時まで	船越字前野交差点
船越小学校	11月15日(水)	午前7時20分から8時まで	船越駅前交差点
船川第一小学校	11月15日(水)	午後3時から4時まで	船川港金川交差点
脇本第一小学校	11月17日(金)	午前7時20分から8時まで	脇本第一小入口交差点



男鹿東中学校



船越小学校



船川第一小学校



脇本第一小学校

4 通学路安全対策アドバイザーからの主な助言等

- ・ 登校班から遅れた児童がいたが、慌てていたのか横断歩道を渡る際に安全確認をせずに横断していた。見守り隊がいたので、事故に遭わずに横断できたが、特に集団登校から遅れた児童に対しては注意が必要であると感じた。
- ・ 児童は整然と通行しており、学校での交通安全指導が行き届いていると感じた。
- ・ 自転車通学の生徒が、横断歩道を渡る際、自転車から降車して歩いて横断していた。また、ヘルメットも適切にかぶっており、引き続き指導をお願いしたい。
- ・ 集団登校の児童は、信号待ちで交差点から離れて待つなど、登校班内での上級生の指導が下級生に徹底されていると感じた。

Ⅶ-1 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、男鹿市の小学校5校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」による交通安全教室を実施した。

2 交通安全教室実施状況

	学 校 名	実 施 日	時 間	対 象	人 数
1	船川第一小学校	9月1日(金)	11:25～12:10	1年生	19人
2	美里小学校	9月4日(月)	10:40～11:25	1・2年生	16人
3	北陽小学校	9月12日(火)	10:30～11:15	1・3・4年生	11人
4	脇本第一小学校	10月13日(金)	9:20～10:05	1年生	12人
5	払戸小学校	11月13日(月)	10:30～11:40	1・2年生	18人
		合 計	5校		76人

3 参加者

男鹿警察署担当者、各小学校担当者、男鹿市教育委員会担当者
横手精工株式会社担当者、通学路安全対策アドバイザー
秋田県教育庁保健体育課担当者

4 内容

- (1) 校長先生の話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」



弘戸小学校（校長先生あいさつ）



脇本第一小学校（警察官の説明）



船川第一小学校（横手精工交通心理士の説明）



北陽小学校（横手精工担当者の説明）

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

「わたりジョーズ君」は、秋田大学と横手精工株式会社が研究開発したもので、三次元CGにより道路環境を再現し、日中のほか、夕暮れや夜間、冬の道路環境など、多様な環境において実際に道路を横断しているかのような擬似体験ができる装置である。

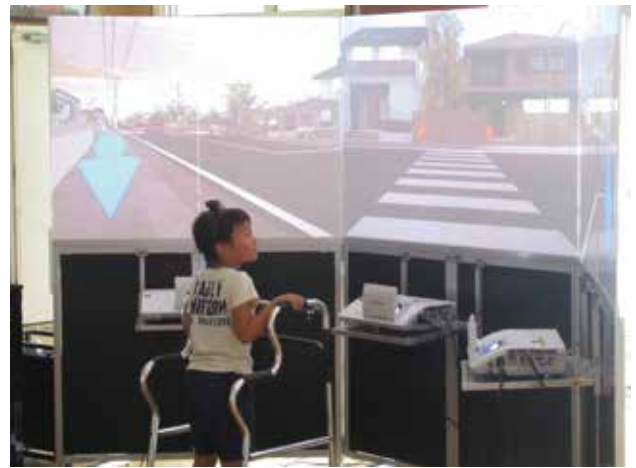
横手精工株式会社の担当者の進行により、体験する児童の視認方向や横断のタイミングを記録して、道路を横断する際の安全確認や判断能力をチェックした。

また、体験後は、リプレイ映像を確認して良好な点や注意点を指導しながら、効果的な交通安全意識の向上に努めた。「わたりジョーズ君」の体験では、時間的な制約から、全児童が体験することができない小学校もあったが、見学の児童も、自分の席から体験する児童と一緒に安全確認を行うなどしたことで、道路を横断する際に感じたことを共有することができた。

体験した児童からは、「横断歩道の渡り方がわかりました。これからはきちんと安全を確認して渡りたいと思います。」「学校に歩いて登校する時は、事故に遭わないように安全確認をしたいと思います。」などと発表し、自ら安全を判断して横断することの大切さなどを学ぶことができた。



美里小学校（「わたりジョーズ君」体験）



北陽小学校（「わたりジョーズ君」体験）



脇本第一小学校（「わたりジョーズ君」体験）



船川第一小学校（体験後の講評）

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

通学路安全対策アドバイザーは、交通事故に遭わないための“4つの約束”について、内容を説明しながら児童と一緒に確認した。

また、「自分の命は自分で守る」ことが大事であることを繰り返し指導した。

『4つの約束』

- 飛び出しは絶対にしないこと
- 道路の右側を歩くこと
- 道路では絶対に遊ばないこと
- 道路を横断する時は、横断歩道のある場所で横断すること



払戸小学校（アドバイザーの講話）

7 「わたりジョーズ君」を体験した児童の感想

わたりジョーズ君で、いろいろべんきょうになってよかったです。どうろをわたるときは、こうつうあんぜんきょうしつのことをおもいだして、がんばりたいです。
(船川第一小学校 1年)

わたりジョーズ君で、わたしがやったときはあめがふっていて、びっくりしました。あめでまえがみえなかったけど、あんぜんにできてうれしかったです。
(脇本第一小学校 1年)

きょうのこうつうあんぜんきょうしつで、どうろにとびだしてはいけないことがわかりました。ふだんどうろをわたるときもきをつけたいです。
(北陽小学校 1年)

こうつうあんぜんきょうしつで、おともだちにさそわれてもあせらないでわたれてうれしかったです。あんぜんアドバイザーさんのいっていたとおりに、みぎひだりをみてわたります。
(美里小学校 1年)

シミュレーターをしてみて、車とじてん車に気をつけてわたることができました。これからも車やじてん車に気をつけて、おうだんほどうをわたりたいです。(払戸小学校 1年)



船川第一小学校



美里小学校



北陽小学校



わたしは、おうだんほどうをわたるときは、みぎとひだりをよくみることをべんきょうしました。これからどうろをわたるときは、きをつけます。(船川第一小学校 1年)

わたりジョーズ君で、おともだちに「こっちこっち」「はやくはやく」などといわれて、わたりそうになりましたが、あぶないのわたりませんでした。(脇本第一小学校 1年)

こうつうあんぜんきょうしつで、くるまがこないことをたしかめてからどうろをわたることがだいじだとわかりました。(北陽小学校 1年)

わたりジョーズ君をやって、くらいときにちゃんとわたれてうれしかったです。ゆうがたのくらくてみづらいとき、ちゃんとみぎひだりをみるところをがんばりたいです。(美里小学校 1年)

おうだんほどうをわたるときは、みぎひだりをみて、ともだちにつられないようにして、あんぜんにわたりたいです。(払戸小学校 1年)



脇本第一小学校



払戸小学校

8 おわりに

男鹿市の小学校5校で実施した交通安全教室では、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用したことで、天候や時間帯による明暗、降雨や降雪による視認性の良否、交通量の多少など、様々な道路環境での横断歩道の横断方法を体験したほか、他者の実施状況を視聴して体験を共有しながら学ぶことができた。

また、交通安全講話では、通学路安全対策アドバイザーや警察官から分かりやすく講話していただき、児童の交通安全意識の向上につながった。

1 はじめに

自転車乗車中の交通事故防止を目的として、中学生を対象にスケアード・ストレート方式による交通安全教室を開催した。

このスケアード・ストレートとは、怖い思いやヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法のことで、スタントマンによる交通事故の再現により、交通安全意識の向上と、交通ルールや正しい交通マナーを理解し、自転車の交通事故を抑止することを目的としている。

2 交通安全教室実施状況

学 校 名	実 施 日	対 象	人 数
男鹿南中学校	10月2日(月)	全校生徒	97人

3 参加者

J A 共済連秋田普及事業部担当者、J A 秋田なまはげ担当者、男鹿警察署担当者
男鹿南中学校担当者、男鹿市教育委員会担当者、通学路安全対策アドバイザー
秋田県教育庁保健体育課担当者

4 概 要

- (1) J A 秋田なまはげ常務理事あいさつ
- (2) 校長あいさつ
- (3) スケアード・ストレートの実演
- (4) 警察官の講話
- (5) 生徒の感想発表

5 実演内容

男鹿南中学校において、J A 共済連秋田普及事業部、男鹿警察署の協力の下、スケアード・ストレート方式による実演での交通安全教室を開催した。

スタントマンが、自転車の違反走行による事故、トラックの内輪差による巻き込み事故、車両の死角に起因する事故など、自転車乗車中の交通事故を逼真の演技で実演した。



警察官の講話



見学する生徒の様子

スケアード・ストレート方式による交通安全教室の実施内容



自転車の違反走行を実演



違反走行による交通事故の再現



事故原因となった違反に関する質問について、挙手をして発表する生徒



車両のピラーによる死角を再現（上げた腕をピラーに見立てて死角を体験）



生徒代表による内輪差体験



大型車による巻き込み事故を再現



警察官による自転車点検の指導



生徒代表による感想発表

6 スタントマンによる「自転車交通事故の再現」を見た感想

・事故の怖さを知りました。自分もよく自転車に乗るので、左側通行、信号をよく見る、スマイルコンタクト、歩行者優先など守っていきたいです。

・私がこれから気を付けたいことは、自転車に乗るときはヘルメットを必ずつけて安全に運転することです。

・他人事としてではなく、きちんと自分事として捉え、加害者にも被害者にもならないように気を付けたいです。

・実際に見ると、交通事故はやはりとても危険で体がふるえるくらい怖かったです。だから、しっかりとルールを守って過ごしたいと思いました。

・僕は通学時や友達の家遊びに行く時などに自転車に乗るので、今日学んだスマイルコンタクトや交通ルール、自転車の点検方法などをしっかり覚えて、加害者にも被害者にもならないようにしたいです。

・普段、何気なくやっつけてしまっていることが大きな事故につながるかもしれないので、交通安全を心がけ、しっかりとルールを守っていきたいと思いました。

・スタントマンの方々のおかげで、目の前で事故を体験できて、自分には関係ないと思わずに集中して見る事ができたし、たまに面白さを入れてくれて、大切なことを楽しく学ぶことができました。

・「交通事故は危ない。」とわかっているけどあまり想像がつかなかったけれど、目の前で見ると、どのように危ないのかや、どのように起きるのがよくわかりました。

・実際に事故を見て、自分の身や家族の身に起こったらと想像すると、とても怖く感じました。

・交通安全教室を通して、頭ではわかっているけど、それを実行していないことによって事故が起きていることがわかりました。



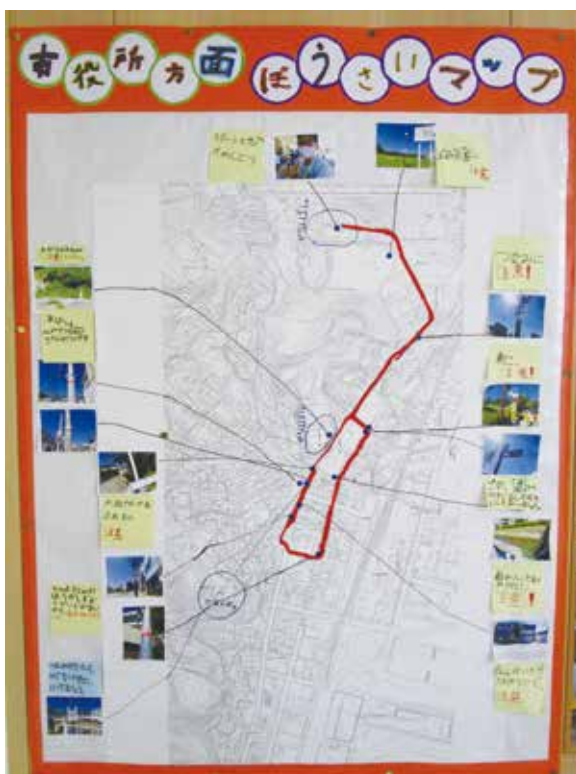
VIII 通学路安全マップ

1 通学路安全マップ

「通学路安全マップ」は、通学路や地域において交通事故の発生しやすい場所や犯罪が起こりやすい危険な場所などを示した地図である。

各小学校では、児童の目線で危険を予測し自ら回避できることを目的として、児童や教職員・保護者等がマップを作成するとともに、作成したマップを校内に掲示したり、紙面等で周知したりすることで児童の安全に努めている。

◆船川第一小学校



○ 防災マップとして、学校周辺にある防災上注意を要する場所について、実際に児童が確認し、撮影した写真を貼り付けて作成されている。

防災面だけでなく、交通安全の観点からの危険箇所についても記載され、交通安全マップとしても活用できる。

2 通学路安全マップに関する意見交換

交通安全教育を実施した小学校において、各小学校の担当者と通学路安全対策アドバイザー、男鹿警察署担当者、男鹿市教育委員会担当者が、通学路の危険箇所について、意見交換を実施した。

特に、各小学校の所在地を担当する駐在所等の警察官が意見交換に加わったことで、今後、通学路の危険箇所に関する情報共有や安全対策について警察と学校の連携が期待された。

◆船川第一小学校



◆美里小学校



◆北陽小学校



IX 第2回実践委員会の開催

- 1 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前10時30分から正午まで
- 2 開催場所 男鹿市役所本庁舎大会議室
- 3 参加者 11人
 - 秋田地域振興局建設部保全・環境課担当者
 - 男鹿警察署交通課担当者
 - 男鹿市産業建設部建設課担当者
 - 男鹿南中学校、船川第一小学校、脇本第一小学校の各担当者
 - 男鹿市教育委員会学校教育課の担当者
 - 通学路安全対策アドバイザー
 - 秋田県教育庁保健体育課担当者

4 主な協議内容

本事業の報告や拠点校等の担当者から成果と課題についての発表が行われ、拠点校等の担当者からは、本事業により、「事業での様々な活動を通して交通安全に対する意識が高まっていると感じる。」「スケアード・ストレート方式の交通安全教育により、生徒が『事故に遭うと大変なことになる』と実感できていた。」などの成果が報告された。

また、通学路安全対策アドバイザーからは、次のとおり助言などがあった。

- ・ 危険箇所については、早期の対応により、通学路の安全が確保できるので、引き続き、危険箇所の点検と対策依頼の継続をお願いしたい。
- ・ 自転車通学の生徒は、全員ヘルメットをかぶり、顎紐を締めて、横断歩道では、自転車から降車して横断していた。大変良好であり、引き続き指導をお願いしたい。
- ・ 学校周辺の交通規制に課題を抱えている学校もあったが、学校、PTA、地域住民などで、意見の一致が可能であれば、それらを踏まえて交通規制の変更等を警察に要望することもできるのではないかと。



実践委員会の状況

X 第2回推進委員会の開催

1 開催日時

令和6年2月6日(火)

午前10時30分から正午まで

2 開催場所

秋田地方総合庁舎 6階602会議室

3 開催内容

(1) 事業報告

秋田県教育庁保健体育課担当者から、「合同点検の実施状況」「危険箇所に対する措置や対応策」「交通安全教育の実施状況」「登下校時間帯の点検調査状況」等について報告を実施した。

(2) モデル地域の発表

モデル地域の男鹿市教育委員会担当者から、事業の成果と課題等の発表があった。

ア 成果

- ・ 通学路安全対策アドバイザーの助言や関係機関との連携により充実した合同点検、安全対策の検討が実施できた。
- ・ 通学路の安全確保について学校や地域全体で再確認することができたほか、子どもたちと一緒に通学路の危険箇所について考えることができた。
- ・ 交通安全教育の実施により、安全確認や交通ルールを守るといった交通事故防止に関する意識が高まった。

イ 課題

- ・ ハード面の対策には時間がかかるので、その間、学校の安全教育だけに頼るのではなく、地域の方々から見守り活動などの協力が得られるよう連携を図る必要がある。

(3) 各委員から情報提供や発表

関係機関における通学路の安全対策として、通学路の危険箇所についての対策状況等についての紹介があった。

また、学校における交通事故の発生状況と、事故分析に応じた児童生徒への指導状況等について発表があった。

(4) 事業に対する総括

濱岡委員長から、次のとおり事業の総括があった。

- ・ 年々事業内容が充実しており、前年よりも良くするという取組がよく見え、本年度の事業も非常に良い形でまとまったと感じている。
- ・ 過去のモデル地域の対策を継続的に調査することは非常に重要であり、事業が継続的に進んでいると感じている。
- ・ 県内を一巡し、その後、再度現状に応じた形でもう一度実施するなど、継続することが重要であるので、このまま来年度以降も事業を実施していただきたい。



委員会開催の様子



XI 危険箇所の改善に関する取組

1 危険箇所の対策結果等について

令和5年度

No	学校名	点 検 箇 所		通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果・対策予定
1	船川第一小学校 1	国道	男鹿市船川港比詰 五叉路交差点	・交差点角に横断待ちの児童を守るガードレール等がない	・ポラード、ガードレール等の設置	・同一路線上で対策工事を実施中であり、工事の進捗により対策実施予定
2	船川第一小学校 2	市道	男鹿市船川港船川 市道脇の側溝	・側溝蓋が設置されておらず、転落の危険性がある	・側溝蓋の設置	・側溝蓋の設置済み
3	脇本第一小学校 1	県道	男鹿市脇本脇本 コンビニエンスストア 東側	・駐車場出入口にブロック塀があり、歩行者から車両が見えづらい	・児童への安全教育 ・停止線の塗り直し ・注意喚起看板設置	・検討継続
4	脇本第一小学校 2	市道	男鹿市脇本脇本 脇本駅前町内会館南側	・ため池の木製柵の管理が必要 ・除雪や草刈りなど管理が必要	・木製柵の管理 ・草刈り、除雪等の管理の実施	・木製柵の延伸・補修済み ・草刈り、除雪等継続実施予定
5	男鹿南中学校 1	県道	男鹿市船川港金川 金川郵便局西側	・カーブミラーの視認性が悪い ・路上駐車車両がある	・生徒への安全教育 ・パトロールによる駐車車両対策	・パトロールを継続
6	男鹿南中学校 2	県道	男鹿市船川港南平沢 県道男鹿半島線	・雑草が生い茂り歩道を通行しづらい	・歩道を含めた道路管理	・草刈り実施済み
7	男鹿南中学校 3	県道	男鹿市船川港船川 県道男鹿半島線	・自転車通行帯の舗装がゆがんでいる	・舗装の補修	・同一路線上で舗装工事を実施中であり、工事の進捗により対策実施予定

【凡例】

	～早急な対策が必要と認められた場所
	～対策済み
	～対応要望済み
	～対策予定箇所

2 改善例について

令和5年度にモデル地域において、関係機関が取り組んだ通学路における危険箇所の改善例は次のとおりである。

脇本第一小学校区



合同点検時に発見した側溝蓋脇の転落防止措置



歩道を含めた道路管理



男鹿南中学校区



脇本第一小学校区



木製柵の補修



XII その他

◆全国成果発表会

令和6年2月8日(木)、オンラインによって「学校安全総合支援事業」全国成果発表会が開催された。

発表会では、神奈川県、大阪府、大分県による実践発表のほか、基調講演「セーフティプロモーションスクール活動を通じた学校安全の推進」などが行われた。

令和5年度 学校安全総合支援事業全国成果発表会

セーフティプロモーションスクール活動を通じた学校安全の推進

大阪教育大学 教授
学校安全推進センター長
学長補佐(学校安全担当)
日本セーフティプロモーションスクール協議会理事長
藤田大輔



令和5年度学校安全総合支援事業全国成果発表会 講演資料より

別 紙

平成25年12月6日

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の

体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

令和3年7月9日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

通学路における合同点検の実施について（依頼）

先般、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。

各学校においては、日頃より通学路の安全点検を実施していただいておりますが、今回このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、先般、別紙のとおり「通学路における合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成しました。

これは、今回の事故に鑑み、危険箇所の取りまとめにあたっては、

- ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所
- ・ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

などの観点についての確認が必要との考えに立ったものです。

つきましては、当実施要領に沿って、上記の観点を踏まえた通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じていただくようお願いします。

なお、各市町村においては、これまでも学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署と通学路の合同点検等を積み重ねてきていることから、全ての通学路に対する一斉の再点検を改めて求めるのではなく、上記の観点を踏まえた補完的なものとして、子供の視点にも配慮しながら、これまでの合同点検等の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応をお願いします。

また、児童生徒の安全確保のための効率的・効果的な実施の観点から、また、教員の必要以上の負担とならないよう、その実施にあたっては、通学路の道路管理者や地元警察署との協働によること、また、例えばスクールガード等の見守り活動者の力をお借りするなどの方策を積極的に御検討願います。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知していただくとともに、各学校において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和5年9月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所（全体数） ※2,3			対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
	対策済	※5,6		教育委員会・学校		道路管理者		警察	
		対策済（暫定的な安全対策を含む）		対策済		対策済		対策済	
北海道	1,845	1,741	1,831	1,634	1,631	490	384	299	298
青森県	691	633	683	531	521	268	192	129	121
岩手県	908	777	818	518	518	389	290	171	167
宮城県	1,600	1,420	1,503	1,291	1,274	538	423	357	339
秋田県	347	288	333	239	238	154	96	96	95
山形県	704	624	669	487	487	394	315	204	204
福島県	1,289	1,093	1,177	702	701	782	609	380	380
茨城県	1,860	1,613	1,724	727	727	786	594	523	507
栃木県	1,321	1,107	1,172	567	564	586	380	195	195
群馬県	1,039	972	1,039	421	420	595	539	418	418
埼玉県	4,581	3,527	3,901	2,234	2,134	2,945	2,101	855	804
千葉県	4,044	3,896	4,026	2,076	2,072	2,848	2,704	644	644
東京都	4,497	4,276	4,311	1,936	1,936	1,971	1,880	1,092	1,054
神奈川県	5,141	4,912	4,997	2,578	2,517	1,602	1,442	1,515	1,515
新潟県	2,129	1,884	2,066	1,591	1,568	776	540	272	270
富山県	899	660	805	355	350	565	338	138	138
石川県	808	771	788	383	380	449	413	229	229
福井県	416	369	396	142	138	240	196	96	96
山梨県	1,254	1,042	1,136	578	555	709	533	238	238
長野県	2,340	1,916	2,144	1,367	1,367	1,448	1,047	266	266
岐阜県	1,537	1,349	1,491	664	647	1,048	875	158	154
静岡県	1,101	1,039	1,070	614	607	566	522	256	253
愛知県	4,054	3,926	3,967	1,473	1,462	1,823	1,733	1,190	1,165
三重県	1,537	1,480	1,498	973	973	708	662	448	447
滋賀県	773	620	650	433	410	445	318	56	56
京都府	1,287	1,151	1,250	666	642	748	638	405	405
大阪府	3,891	3,507	3,855	1,907	1,816	1,749	1,459	1,337	1,335
兵庫県	2,867	2,571	2,742	1,872	1,847	1,613	1,397	549	539
奈良県	1,334	1,228	1,284	681	665	846	757	308	306
和歌山県	787	667	763	578	578	397	281	145	145
鳥取県	456	348	450	109	109	275	168	114	111
島根県	1,156	895	960	395	389	736	496	167	153
岡山県	1,423	1,280	1,391	864	864	647	516	398	386
広島県	1,535	1,224	1,388	750	729	883	589	268	266
山口県	975	808	975	972	972	575	414	258	252
徳島県	701	652	669	439	439	304	260	215	213
香川県	1,475	1,308	1,475	1,019	1,019	643	477	355	355
愛媛県	911	819	858	378	378	427	344	304	304
高知県	554	398	513	264	255	379	233	115	114
福岡県	2,365	2,038	2,201	1,061	1,061	1,361	1,049	470	470
佐賀県	814	496	555	186	184	679	346	64	63
長崎県	868	704	868	661	660	567	404	106	101
熊本県	1,742	1,569	1,711	1,265	1,254	678	519	467	457
大分県	923	770	923	889	889	525	376	142	142
宮崎県	1,016	840	998	347	347	561	385	195	193
鹿児島県	1,397	1,121	1,337	903	903	848	587	158	154
沖縄県	1,212	963	1,066	717	674	505	337	231	206
合計	76,404	67,292	72,427	41,437	40,871	39,071	31,158	16,996	16,723

- ※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
- ※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,463か所、うち対策済1,324か所）を含む。
- ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育的徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※6 暫定的な安全対策を含む対策済箇所数及び割合は、暫定値である。

令和5年度文部科学省委託
学校安全総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

令和6年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます